

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めます。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行します。